

# あたらしい憲法のはなし



文部省

## 一 憲法

みなさん、あたらしい憲法ができました。そうして昭和二十二年五月三日から、私たち日本國民は、この憲法を守ってゆくことになりました。このあたらしい憲法をこしらえるために、たくさんの人々が、たいへん苦心をなさいました。ところでみなさんは、憲法というものはどんなものかごぞんじですか。じぶんの身にかゝりのないことのようにおもっている人はいないでしょうか。もしそうならば、それは大きなまちがいです。

國の仕事は、一日も休むことはできません。また、國を治めてゆく仕事のやりかたは、はっきりときめておかなければなりません。そのためには、いろ／＼規則がいます。この規則はたくさんありますが、そのうちで、いちばん大事な規則が憲法です。

國をどういうふうに治め、國の仕事はどういうふうにやってゆくかということを決めた、いちばん根本になっている規則が憲法です。もしみなさんの家の柱がなくなるとしたらどうでしょう。家はたちまちたおれてしまうでしょう。いま國を家にたとえると、ちょうど柱にあたるものが憲法です。もし憲法がなければ、國の中におゝぜいの人がいても、どうして國を治めてゆくかということがわかりません。それでどこの國でも、憲法をいちばん大事な規則として、これをたいせつに守ってゆくのです。國でいちばん大事な規則は、いいかえれば、いちばん高い位にある規則ですから、これを國の「最高法規」というのです。

ところがこの憲法には、いまおはなししたように、國の仕事のやりかたのほかに、もう一つ大事なことが書いてあるのです。それは國民の権利の事です。この権利の事は、あとでくわしくおはなししますから、こゝではたゞ、なぜそれが、國の仕事のやりかたをきめた規則と同じように大事であるか、ということだけをおはなししておきましょう。

みなさんは日本國民のうちのひとりです。國民のひとり／＼が、かしこくなり、強くならなければ、國民ぜんたいがかしこく、また、強くなれません。國の力のもとには、ひとり／＼の國民にあります。そこで國は、この國民のひとり／＼の力をはっきりとみとめて、しっかりと守ってゆくのです。そのために、國民のひとり／＼に、いろ／＼大事な権利があることを、憲法できめているのです。この國民の大事な権利のことを「基本的人権」というのです。これも憲法の中に書いてあるのです。

そこでもういちど、憲法とはどういうものであるかということをおしえておきます。憲法とは、國でいちばん大事な規則、すなわち「最高法規」というもので、その中には、だいたい二つのことが記されています。その一つ

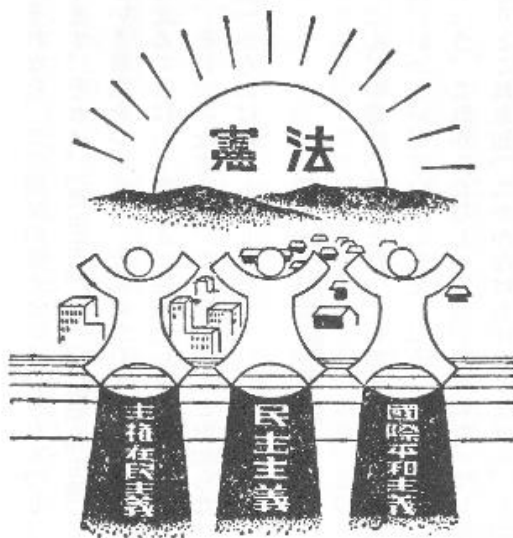
は、國の治めかた、國の仕事のやりかたをきめた規則です。もう一つは、國民のいちばん大事な権利、すなわち「基本的人権」をきめた規則です。このほかにまた憲法は、その必要により、いろ／＼のことをきめることがあります。こんどの憲法にも、あとでおはなしするように、これからは戦争<sup>せんそう</sup>をけっしてしないという、たいせつなことがきめられています。

これまであった憲法は、明治二十二年にできたもので、これは明治天皇<sup>めいじてんのう</sup>がおつくりになって、國民にあたえられたものです。しかし、こんどのあたらしい憲法は、日本國民がじぶんでつくったもので、日本國民ぜんたいの意見<sup>いけん</sup>で、自由<sup>じゆう</sup>につくられたものであります。この國民ぜんたいの意見を知るために、昭和二十一年四月十日に総選挙<sup>そうせんきよ</sup>が行われ、あたらしい國民の代表<sup>だいはひょう</sup>がえらばれて、その人々がこの憲法をつくったのです。それで、あたらしい憲法は、國民ぜんたいでつくったということになるのです。

みなさんも日本國民のひとりです。そうすれば、この憲法は、みなさんのつくったものです。みなさんは、じぶんでつくったものを、大事になさるでしょう。こんどの憲法は、みなさんをふくめた國民ぜんたいのつくったものであり、國でいちばん大事な規則であるとするならば、みなさんは、國民のひとりとして、しっかりとこの憲法を守ってゆかなければなりません。そのためには、まずこの憲法に、どうということが書いてあるかを、はっきりと知らなければなりません。

みなさんが、何かゲームのために規則のようなものをきめるときに、みんないっしょに書いてしまつては、わかりにくいでしょう。國の規則もそれと同じで、一つ／＼事柄<sup>ことがら</sup>にしたがつて分けて書き、それに番号<sup>ばんごう</sup>をつけて、第何條、第何條というように順々<sup>じゆんじゆん</sup>に記します。こんどの憲法は、第一條から第百三條<sup>だひやくさんじょう</sup>まであります。そしてそのほかに、前書<sup>まえがき</sup>が、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文<sup>ぜんぶん</sup>」といいます。

この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考え<sup>かんが</sup>でこの憲法の規則ができているかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをします。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。



それなら、この前文の考えというのはなんでしょう。いちばん大事な考えが三つあります。それは、「民主主義<sup>みんしゆしゆぎ</sup>」と「國際平和主義<sup>こくさいへいわしゆぎ</sup>」と「主権在民主義<sup>しゆけんざいみんしゆぎ</sup>」です。「主義<sup>しゆぎ</sup>」という言葉<sup>ことば</sup>をつかうと、なんだかむずかしくきこえますけれども、少しもむずかしく考えることはありません。主義<sup>しゆぎ</sup>というのは、正しい<sup>ただ</sup>と思う、もの<sup>おも</sup>のやりかたのことです。それでみなさんは、この三つのことを知らなければなりません。まず「民主主義<sup>みんしゆしゆぎ</sup>」からおはなししましょう。